

【漁業権番号】内共第39、40号
【関係漁業協同組合】高原川漁業協同組合

変 更 後	変 更 前	変更理由	施行予定 年月日								
第1条 略 第2条 略 2、3 略 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。 第3条 略 (漁具・漁法の制限) 第4条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛鉤釣、ルアー釣、あゆ友釣（リールを用いた鮎ルアーの使用を含む）をいう。）・玉網に限るものとする。次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><th>漁具、漁法</th><th>規模</th></tr><tr><td>手釣 竿釣 （コロコロ釣を除く） 玉網</td><td>釣竿の使用は1本とする。 あゆ友釣の仕掛けにおいて、 掛け鉤は使用できる総鉤数を4 本まで、逆針から下の掛け鉤 仕掛けの全長は15cmまでとす る。 口径は40cm以下</td></tr></table> 第5条から第8条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。	漁具、漁法	規模	手釣 竿釣 （コロコロ釣を除く） 玉網	釣竿の使用は1本とする。 あゆ友釣の仕掛けにおいて、 掛け鉤は使用できる総鉤数を4 本まで、逆針から下の掛け鉤 仕掛けの全長は15cmまでとす る。 口径は40cm以下	第1条 略 第2条 略 2、3 略 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項 の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。 第3条 略 (漁具・漁法の制限) 第4条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛鉤釣、ルアー釣、あゆ友釣（リールを用いた鮎ルアーの使用を含む）をいう。） に限るものとする。次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。ただし、手釣り・竿釣りの補助漁具として使用する玉網については制限しない。 <table><tr><th>漁具、漁法</th><th>規模</th></tr><tr><td>手釣 竿釣 （コロコロ釣を除く）</td><td>釣竿の使用は1本とする。 あゆ友釣の仕掛けにおいて、 掛け鉤は使用できる総鉤数を4 本まで、逆針から下の掛け鉤 仕掛けの全長は15cmまでとす る。</td></tr></table> 第5条から第8条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。	漁具、漁法	規模	手釣 竿釣 （コロコロ釣を除く）	釣竿の使用は1本とする。 あゆ友釣の仕掛けにおいて、 掛け鉤は使用できる総鉤数を4 本まで、逆針から下の掛け鉤 仕掛けの全長は15cmまでとす る。	条項の記載漏れを追記 漁業調整規則の一部改正に伴い、 たも網を遊漁者の漁具・漁法に規定	令和8年 1月1日 から
漁具、漁法	規模										
手釣 竿釣 （コロコロ釣を除く） 玉網	釣竿の使用は1本とする。 あゆ友釣の仕掛けにおいて、 掛け鉤は使用できる総鉤数を4 本まで、逆針から下の掛け鉤 仕掛けの全長は15cmまでとす る。 口径は40cm以下										
漁具、漁法	規模										
手釣 竿釣 （コロコロ釣を除く）	釣竿の使用は1本とする。 あゆ友釣の仕掛けにおいて、 掛け鉤は使用できる総鉤数を4 本まで、逆針から下の掛け鉤 仕掛けの全長は15cmまでとす る。										

魚 種	漁 具 漁 法	遊 漁 料		現場加算金
		1 日	年 間	
あゆ	竿 釣	円	円	円
	手 釣 <u>玉 網</u>	3,500	25,000	3,500
雑魚	竿 釣	円	円	円
	手 釣 <u>玉 網</u>	2,000	8,000	2,000

2 略

3 遊漁料は、 組合のウェブサイトで公表した場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣り（1日遊漁料）については当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項に規定した現場加算金をあわせて納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第 10 条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所。ただし、日釣りの承認証についてはこれを記載しない。

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

魚 種	漁 具 漁 法	遊 漁 料		現場加算金
		1 日	年 間	
あゆ	竿 釣	円	円	円
	手 釣 <u> </u>	3,500	25,000	3,500
雑魚	竿 釣	円	円	円
	手 釣 <u> </u>	2,000	8,000	2,000

2 略

3 遊漁料は、次に掲げる場所及び組合のウェブサイトで公表した場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣り（1日遊漁料）については当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第 10 条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所。ただし、日釣りの承認証についてはこれを記載しない。

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

漁業調整規則の一部改正に伴い、
たも網を遊漁者の漁具・漁法に規定

不要な条文の削除

現場加算額の納付について明記

条ズレの修正

漁業調整規則の一部改正に伴い、
たも網を遊漁者の漁具・漁法に規定

不要な条文の削除

現場加算額の納付について明記

条ズレの修正

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 第11条から第13条 略	3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 第11条から第13条 略		
--	--	--	--